

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二一件)……………
- ……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………
- 公 告
- 障害者就業・生活支援センターの変更……………
- ……………(産業労働局雇用就業部就業推進課)……………
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………
- ……………(東京都職員共済組合)……………

告示

●東京都告示第八百四十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第六項ただし書及び第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和二年六月二十五日(木曜日)
午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一〇会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
野村不動産株式会社
所氏名 渋谷区代々木二丁目二番二号
株式会社ジェイアール東日本都市開発

建築敷地 品川区西五反田三丁目二百四十七番十八ほか
地域地区 第二種住居地域、防火地域及び西五反田三丁目地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 共同住宅、物品販売業を営む店舗、事務所
敷地面積 約七、七一一平方メートル

(二)

建築面積 約一、三六五平方メートル
延べ面積 約三六、七〇九平方メートル
構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上三十二階地下一階
高さ 一二六・六一メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

建築主住 中央区京橋二丁目十六番一号
所氏名 清水建設株式会社
建築敷地 江東区豊洲六丁目百五番三
地域地区 工業地域、防火地域及び豊洲地区地区計画

工事種別 新築
及び用途 ホテル、物品販売業を営む店舗、自動車庫及び飲食店

敷地面積 約八、三四一平方メートル
建築面積 約四、九〇五平方メートル
延べ面積 約三二、二九四平方メートル
構造及び階数 鉄骨造
地上十四階
高さ 六五・七六メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

東京都告示第八百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和元年東京都告示第四百十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示

示する。

令和二年六月十七日

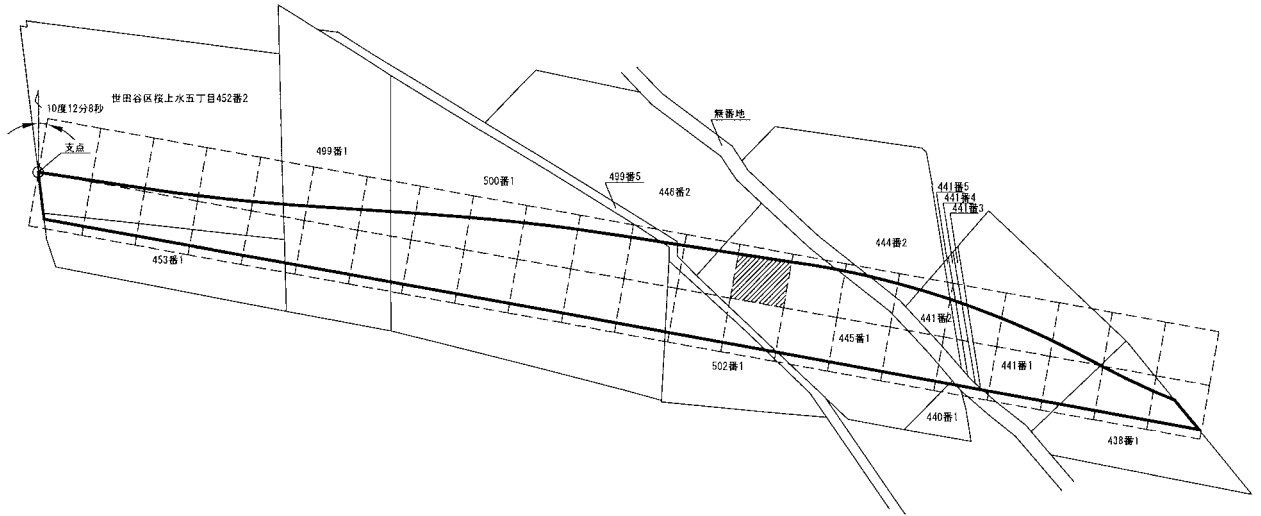
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区桜上水五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支店】
 支店は、X=-36794.319, Y=-18475.854 とする。
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(10度12分8秒)】
 格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県田方郡函南町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年五月二十八日

●東京都告示第八百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に愛知県知多市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年五月二十八日

公 告

障害者就業・生活支援センターの変更について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七條第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同條第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称及び住所

特定非営利活動法人まひる
世田谷区奥沢三丁目三十一番地四号
W O K U S A W A 四階

二 事務所の所在地

世田谷区奥沢三丁目三十一番地四号
W O K U S A W A 四階

三 変更年月日

令和二年三月二十六日

雑 報

東京都職員共済組合の招集について

令和二年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和二年六月十七日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一日時 令和二年六月二十六日 午後二時十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 北ブロック三M会議室

三 議事 議案 令和元年度決算について

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

